
令和6年 10月17日

日本イコモス国内委員会 都庁記者クラブ 会見内容

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町三丁目 26 番地 8

神田小川町三丁目ビル 4階

文化財保存計画協会気付（一社）日本イコモス国内委員会事務局

日本イコモス国内委員会委員長 岡田保良

同理事・国際文化的景観学術委員会日本代表 石川幹子

連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303

Email jpicomos@japan-icomos.org

来る令和6年10月21日に、令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会が開催されることが公表され、議題に、受理報告として「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業(変更届)」が予定されております。日本イコモス国内委員会は、この間、環境影響評価書における数多くの非科学的内容を指摘し、令和6年9月24日には、再度、要請書を送りましたが、御連絡は一斉ありません。審議にあたりましては、環境影響評価の原則である「科学的検証」と「民主的手続き」を遵守され、国連人権理事会が「深刻な懸念」を示した「環境影響評価プロセスにおけるパブリックな協議の不十分さ」に対して真摯に対応されるよう要請いたします。

論点及び

2024年10月21日に開催される

東京都環境影響評価審議会における科学的検証の要請

来る10月21日に開催される東京都環境影響評価審議会において、次の事項は、数ある虚偽事項の中でも、環境影響評価審議会の基本となる「科学的検証」が必須です。審議会委員の皆様の公明正大な審議を要請いたします。審議会は公開されておりますので、質疑の内容は、終了後、公開させていただきます。公開内容に異議がある場合は、御遠慮なく、日本エコモス国内委員会に申し入れを行ってください。科学的調査にもとづき、環境影響評価書の不適切性を指摘しております。

論点1 イチョウの衰退について

イチョウの衰退に関する環境影響評価書（2023年1月20日公示）における「すべて健全」とする評価に対して、日本エコモスは2022年秋より、樹木匠と共に毎木調査を実施し、衰退が顕著なイチョウがあることを公表し、審議会への出席と再審が行われるべきと繰り返し要請してまいりました。

2022年12月16日 緊急調査報告「神宮外苑いちょう並木」

2023年1月23日「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」における調査・予測・評価への非科学的対応と、誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊に対する、東京都環境影響評価審議会における再審の要請

2023年2月20日「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」評価書に関して日本エコモス国内委員会が指摘した「虚偽の報告」に係わる事業者の誠意ある対応と内容に関する回答の要請

2023年12月26日「神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響におけるイチョウ並木の現況調査に関する虚偽の報告、及び事業に伴う環境影響評価の欠落に関する、東京都環境影響評価審議会における科学的、公明正大な審議と再審の要請」

2024年9月24日 日本エコモスの環境影響評価審議会への出席要請

これに対して、審議会は全く応じることなく、事業者のみの説明の場を提供され、非科学的、非民主的対応に終始しておられます。

しかしながら、2024年9月9日に、事業者が公表した、

「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業イチョウ並木活力度等評価年間調査業務報告書」(2023年12月)では、事業者が雇用された樹木医が、5本のイチョウに対して「衰弱の激しい個体である」と報告(11頁)。特に、飲食店(シェイクシャック)前のイチョウは、「5本の中で最も危険な状況であり、いつ上部枯死に至っても不思議ではないだろう」(24頁)と、イコモスの指摘と同じ危機的状況を記載しています。

https://www.jingugaienmachidukuri.jp/pdf/jingugaienmachidukuri_news_2024090905.pdf

3. 年間の活力度等調査結果

前項で各月の主に衰弱傾向の個体について変化を示した。結果として西側 No29、34、36、40、43 の 5 本が衰弱の激しい課題のある個体となる。特に No29 は芽出し後も葉が小さく、色も薄く、6 月には落葉の兆候があり、7 月には落葉となっている。昨年もほぼ同様な症状であり、最も衰弱が激しい個体である。No40 も 5 月調査の時点でかなりの葉の褐変がみられ、6 月には全体に進行し、7 月には葉の縮れから落葉が始まっている。8 月には落葉も進み、9 月にはほぼ落葉に至っている。No34、36 も 5 月で多少の褐変が観察され、6 月には広く進行し、7 月には縮れ・落葉がみられはじめ、8・9 月にかけて落葉に至っている。No43 も No34、36 に比してやや進行が遅く、9・10 月でも褐変の葉が残っているが、11 月では完全落葉に至っている。

同報告書 11 頁

⑥ No29（飲食店内の個体）

飲食店（シェイクシャック）内の No29 には前述以外の要因があると考えられる。当該店舗は 2015 年に建設され、テラス部はインターロッキングブロックで舗装されている。一昨年も早期に落葉し、枯れているとの指摘もあった。今年の芽出し後も葉が小さく、黄色い葉で弱々しさは他の樹と大きな差が見られる。根域はほぼ舗装で覆われヘデラとの競合は見られない。これらのことから考えられる衰弱傾向の原因は、一つはインターロッキングの舗装や通路布設による踏圧や土壌の固結、根系域への水分供給不足（乾燥）、年々の早期落葉による衰弱化がある。もう一つは、建設前に水分・養分を供給していた根域の一定部分が全く機能しなくなっていると考えられる。これはおそらく建築躯体及び通路・デッキ下部の根が相当する。これらの部分の根が建設前は順調に機能していたが、構造物下、水分供給遮断等で全く機能なくなり、根と上部の枝葉は連結しているため、その影響が先端部から中間部にまで影響を及ぼしていると思われる。大木であるから、機能が低下しても症状として現れるには数年を要すると考えられる。現状、その部分の根は衰弱・枯死に至っていると思われ、上部への新たな養水分供給のための新根が出ない、出にくい状態が継続していると推察される。5 本の中で最も危険な状態であり、いつ上部枯死に至っても不思議ではないだろう。

1 段上がったドア手前のデッキ部にある株立ちのイチョウも、既に上部枯死し、断幹された部分からの萌芽樹形になっている。建設により No29 以上に根域に大きな影響があったと考えられ、この二の前の兆候が No29 に出ていると考えられる。



写真 21 上部が枯れたイチョウ

同報告書 24 頁

この調査は、イコモスの調査は、2022 年度から行っていますが、事業者の調査は、遅れること一年であり、2023 年 5 月から開始されていますが、報告書は、「これほどの衰退は以前からのもので、前年も同じであった」と記載しておられます。事業者が提出された環境影響評価書の調査年は、2018 年 12 月～2019 年 1 月であり、それ以降の、これほどの衰退を環境審議会が見逃し、不問に付したことは、その倫理的責務が問われる事態です。

「専門家が審議会におられるので、イコモスの参加は不要」との御判断を、報道を通して、間接的に知りました。専門家がおられるのですから、「曇りのない科学者の眼」で御判断いただく必要があります。

イチョウをすべて健全と判断した事業者報告を審議会として受理されたのですから、科学者としての見解に、二言がない場合は、その理由を堂々と審議会で御披露ください。その通りに公表いたします。」

衰退が著しいイチヨウ（2023年11月 日本イコモス公表）

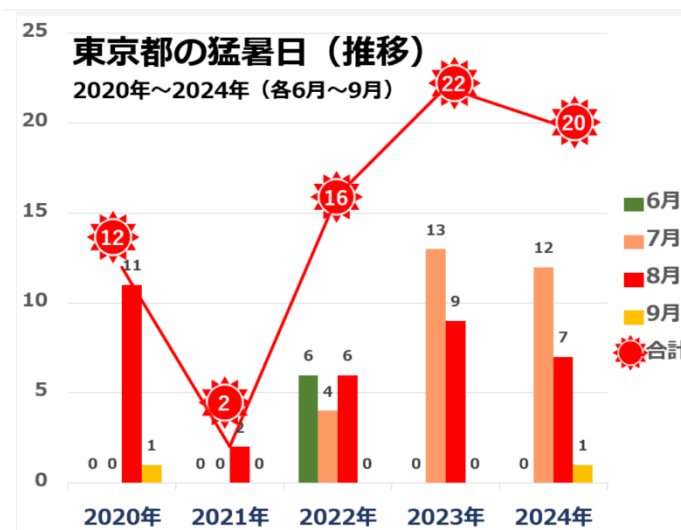
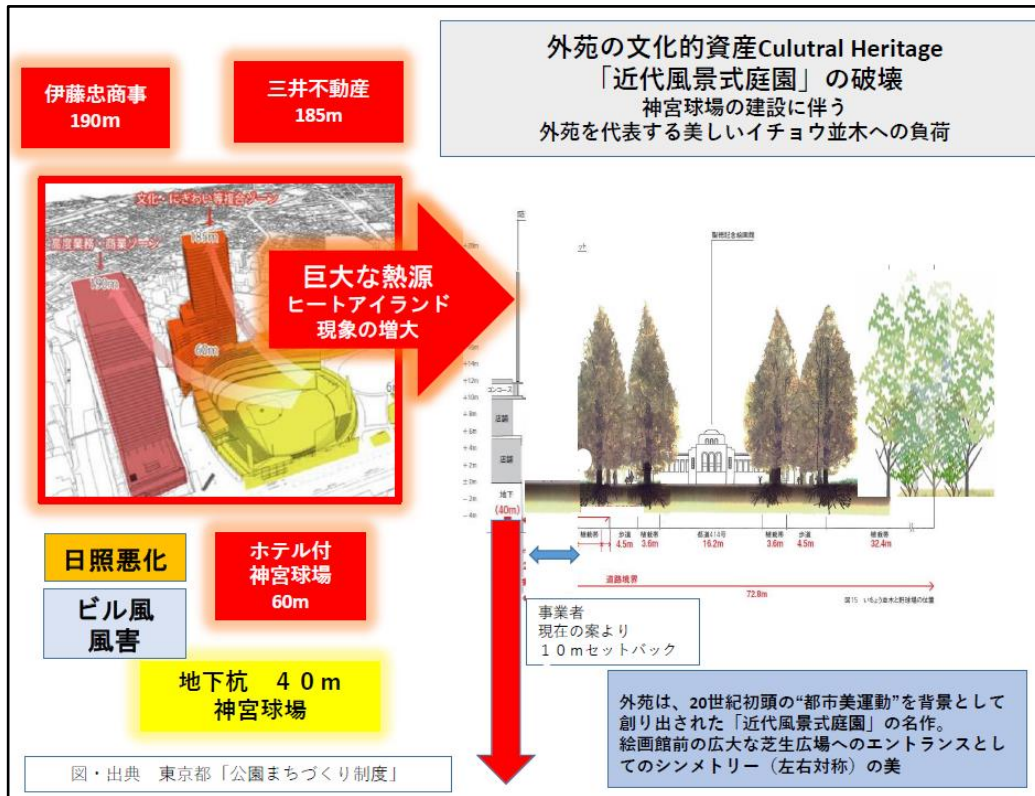


2023年11月調査

評価	本数	内容
健全	a+ ●	48本 樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量、地上部の状況など、極めて良好であり、健全。
	a ●	56本 樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量、地上部の状況など、良好であり、健全。
	a- ●	28本 樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量、地上部の状況など、良好であるが、一部、生理的バランスの崩れ、剪定による樹形のバランスの崩れ、過度の利用等により問題が生じている。
良好	b ●	4本 樹形・樹勢は比較的良好であるが、先端部が枯損しており、今後の慎重な経過観察が必要である。個々の樹木の問題に対し、データ分析を行い、適切な維持管理方針の策定と実施が必要である。
要注意	c ●	4本 樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量など、衰退がみられ、今後、環境の変化により、生育に重大な問題が生じる可能性がある。現在の問題の分析を行い、イチヨウの持続的生育のために、適切な維持管理施策の導入を早急に行う必要がある。
著しく枯損	d ●	4本 樹形・樹勢・先端部の状況・枝の伸長状況と緑量に大きな問題が生じており、一部では完全に枯損している部位が生じている。円錐形の外苑における「イチヨウの樹形」を回復することは、不可能となっており、今後の対策について、検討が必要である。
梢の形態の著しい変化	e ●	2本 樹木全体は、概ね健全であるが、先端部の形状に著しい変化が生じており、外苑特有の「円錐型のイチヨウ」の樹形を回復することは困難となっている。今後、樹形については、根本的な検討が必要である。
合計	146本	

今回の事業者案の最大の問題

熱環境が与える影響についての考察が、全く行われていない。



論点2 緑の質及び伐採・移植される「重要な樹木」についての事業者の無回答について

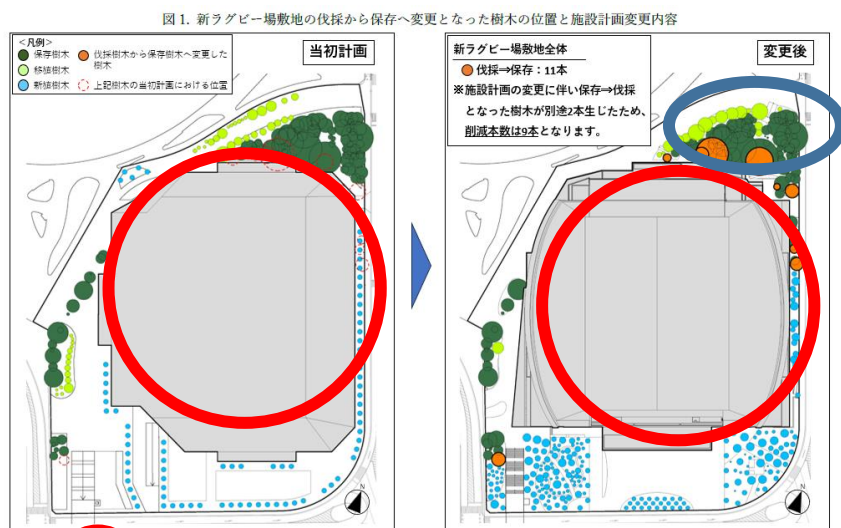
2024年9月9日に公表された事業者案では、樹木の本数のみで、都知事が要請された「緑の質」が、全く考慮されていませんでした。

9月24日の記者会見、及び10月9日のFCCJ（日本外国特派員協会）での記者会見でも、どのような樹木が伐採・移植されるのか、わからないという報道の皆様からの質問があったため、本日の記者会見では、極めて重要な創建以来の樹木が伐採される事実をあらためて、具体的に説明いたします。

1. 貴重な森林生態系の破壊

武蔵野台地エリアの常緑落葉広葉樹林として、100年の歳月をかけ、遷移が進んでいる「建国記念文庫の森」の森林生態系が、「完全に」破壊されます。

保存緑地は、桜、ケヤキ、スダジイ等、歩道沿いに植栽された樹林であり、森林群落としてのまとまりのある貴重な樹林地は完全に破壊されます。また、ラグビー場の北側直下となり、良好な成長（ヒトツバタゴ）は不可能です。再生計画による中央広場の樹林地は、森林生態系の基本を踏まえない、移植樹木の寄せ集めの樹林地となっています。



○ 神宮外苑に残存する貴重な常緑落葉広葉樹林



森林生態系が「完全に破壊される」 建国記念文庫の森

2. 創建時以来の歴史的樹木の伐採・移植について説明いたします。

外苑は、20世紀初頭の「都市美運動」を踏まえて創り出された「近代風景式庭園」です。このため、一本一本の樹木が、樹種、形態ともに、厳選されて植栽されました。明治神宮内苑の御社殿を取り囲む杜が天然遷移に委ねられた杜とは、全く異なるものです。芝生広場に隣接する疎林は、近代風景式庭園を構成する重要な樹林地であり、テニスコート造成のために、文化的資産である庭園を破壊することは、理に適う行為ではありません。創建時の写真に見られる樹木は、100年の時を刻み、健在ですが、今回の再開発で粉々になります。一つ一つの樹木について説明をいたします。当該区域は「風致地区A」に指定されています。群落調査も行われておらず、恣意的に歴史的樹木の伐採を、再開発事業の前提としていることは、環境影響評価のプロセスにおいて、厳格な審査が必要です。



創建時の神宮外苑
写真の高木は、近代風景式庭園の意匠に基づき植栽されたもの。ほとんどの樹木が100年を経過し、残存している。会員制テニスコートの犠牲になるべきではない。風致地区Aに指定されている。

論点3 神宮外苑地区再開発の目的が「良好な市街地」の形成と

なっている。外苑は「市街地ではなく、公苑である」。

再開発事業の目的という根本が問われなければならない。

再開発事業の目的は、この間、二転三転してきた。

当初：四大スポーツクラスターの形成（サブトラックをつくることができず、方針を変更

現在の再開発計画：公園まちづくり制度により、都市計画公園を削除。地区計画により再開発等促進区を導入。超高層ビルの建設を可能。第一種市街地再開発事業の導入により、空中権の売買。

現在の事業者の大義

＜事業者の主張する大義：内苑の緑を護る＞

- ・内苑の緑は、事業者が、何がしかの資金をつぎ込んでも護ることはできない。

理由：深刻な水不足とナラガレの進行

地球温暖化の直撃

- ・上流域の代々木公園からの雨水が、全く入らないように設計された。（代々木練兵場だったため）。
- ・雨水供給が喫緊に必要

